

国立大学法人鹿屋体育大学役員及び職員の給与の臨時特例に関する規則

〔平成24年 6月28日〕
規 則 第 17 号

(趣旨)

第1条 この規則は、国立大学法人鹿屋体育大学役員給与規則（平成16年規則第18号。以下「役員給与規則」という。）、国立大学法人鹿屋体育大学職員給与規則（平成16年規則第25号。以下「職員給与規則」という。）及び鹿屋体育大学職員の育児休業、介護休業等に関する規則（平成16年規則第28号。以下「職員育児休業等規則」という。）の特例について定める。

(役員給与規則の特例)

第2条 この規則の施行の日から平成26年3月31日までの間（以下「特例期間」という。）においては、役員給与規則第8条第1項各号に掲げる本給表の適用を受ける常勤の役員に対する本給月額を支給に当たっては、本給月額から、本給月額に100分の9.77を乗じて得た額に相当する額を減ずる。

2 特例期間においては、役員給与規則に基づき支給される給与のうち次に掲げる給与の支給に当たっては、次の各号に掲げる給与の額から、当該各号に定める額に相当する額を減ずる。

- (1) 地域手当 当該役員の本給月額に対する地域手当の月額に100分の9.77を乗じて得た額
- (2) 広域異動手当 当該役員の本給月額に対する広域異動手当の月額に100分の9.77を乗じて得た額
- (3) 期末手当 当該役員が受けるべき期末手当の額に100分の9.77を乗じて得た額
- (4) 勤勉手当 当該役員が受けるべき勤勉手当の額に100分の9.77を乗じて得た額

(職員給与規則の特例)

第3条 特例期間においては、職員給与規則第12条第1項各号に掲げる本給表の適用を受ける職員に対する本給月額（職員給与規則附則（平成18年3月24日）第7条（以下「附則第7条」という。）の規定による本給を含み、当該職員が職員給与規則第38条第2項の規定の適用を受ける者である場合にあっては、同項本文の規定により半額を減ぜられた本給月額（附則第7条の規定による本給を含む。）をいう。以下同じ。）の支給に当たっては、本給月額から、本給月額に、当該職員に適用される次の表の左欄に掲げる本給表及び同表の中欄に掲げる職務の級の区分に応じそれぞれ同表の右欄に定める割合（以下「支給減額率」という。）を乗じて得た額に相当する額を減ずる。

本給表	職務の級	割合
一般職員本給表(一)	2級以下	100分の4.77
	3級から6級まで	100分の7.77
	7级以上	100分の9.77
一般職員本給表(二)	3級以下	100分の4.77
教育職員本給表	2級以下	100分の4.77
	3級及び4級	100分の7.77
	5级以上	100分の9.77
医療職員本給表	2級以下	100分の4.77
	3級	100分の7.77

2 特例期間においては、職員給与規則に基づき支給される給与のうち次に掲げる給与の支給に当たっては、次の各号に掲げる給与の額から、当該各号に定める額に相当する額を減ずる。

- (1) 管理職手当 当該職員の管理職手当の月額に100分の10を乗じて得た額
- (2) 地域手当 当該職員の本給月額に対する地域手当の月額に当該職員の支給減額率を乗じて得た額及び当該職員の管理職手当に対する地域手当の月額に100分の10を乗じて得た額
- (3) 広域異動手当 当該職員の本給月額に対する広域異動手当の月額に当該職員の支給減額率を乗じて得た額及び当該職員の管理職手当に対する広域異動手当の月額に100分の10を乗じて得た額
- (4) 期末手当 当該職員が受けるべき期末手当の額に100分の9.77を乗じて得た額
- (5) 勤勉手当 当該職員が受けるべき勤勉手当の額に100分の9.77を乗じて得た額
- (6) 職員給与規則第35条の規定により支給される給与については、国家公務員の給与の改定及び臨時特例に関する法律（平成24年法律第2号。以下「給与改定臨時特例法」という。）第9条第2項第10号の規定を準用する。

3 特例期間においては、職員給与規則第9条、第29条、第30条、第36条から第38条までに規定する勤務1時間当たりの給与額は、職員給与規則第8条の規定にかかわらず、同条の規定により算出した給与額から、本給及びこれに対する地域手当の月額の合計額を、毎年4月1日を起算日とした1年間における1月平均所定勤務時間で除して得た額に当該職員の支給減額率を乗じて得た額に相当する額を減じた額とする。

4 特例期間においては、職員給与規則附則（平成22年11月30日）第2条（55歳を超える職員の本給月額の減額支給等）の規定の適用を受ける職員に対する第1項、第2項第2号から第6号まで及び第3項の規定の適用については、給与改定臨時特例法第9条第5項の規定を準用する。

(職員育児休業等規則の特例)

第4条 特例期間においては、職員育児休業等規則第19条及び35条の規定の適用については、同条中「給与規則第8条」とあるのは、「国立大学法人鹿屋体育大学役員及び職員の給与の臨時特例に関する規則（平成24年規則第17号）第3条第3項（同条第4項の規定により読み替えて適用する場合を含む。）」とする。

(端数計算)

第5条 この規則の規定により給与の支給に当たって減ずることとされる額を算定する場合において、当該額に1円未満の端数を生じたときは、これを切り捨てるものとする。

(その他)

第6条 第1条から前条までに定めるもののほか、必要な事項は、給与改定臨時特例法及びその関係政令等を準用する。

附 則（平24.6.28規則第17号）

この規則は、平成24年7月1日から施行する。